

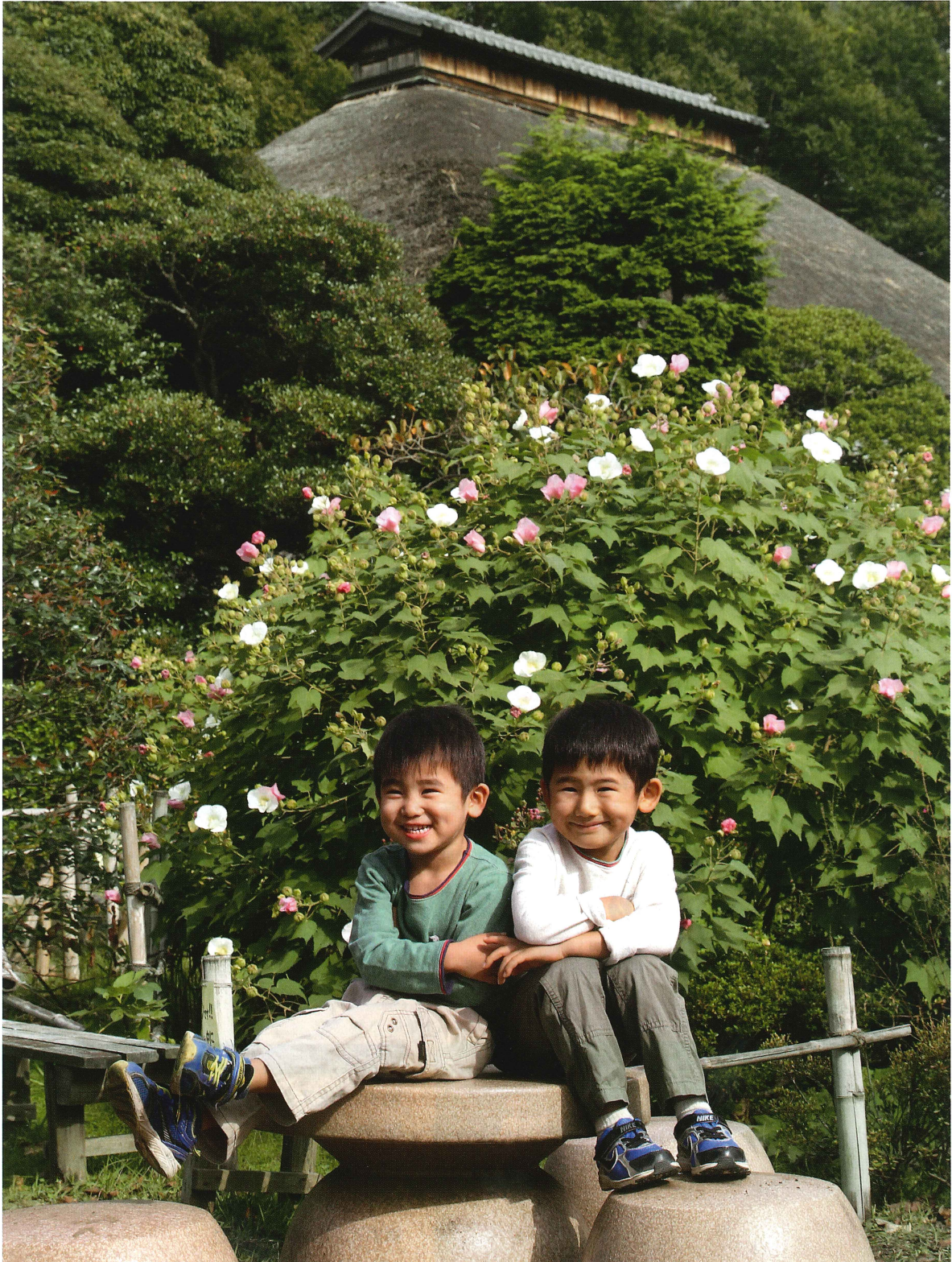
公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2014

11

November



No.529

SCHEDULE

主要行事予定

平成 26 年 11 月～平成 27 年 1 月

11月

- 4日(火) **一般不可**
●末吉支部幹事会
【場所】鶴見建材(株)事務所【時間】18:30～
- 4日(火) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場所】法人会会議室【時間】19:00～
- 5日(水) **一般不可**
●矢向江ヶ崎支部幹事会
【場所】吉はら【時間】18:00～
- 6日(木) **一般不可**
●公益事業推進委員会
【場所】法人会会議室【時間】18:00～
- 8日(土) **一般不可**
●市場支部バス研修会
【場所】東京(国会議事堂、NHK等)
【時間】8:10～
- 9日(日) **一般不可**
●第9回トレジャーハンティング in つるみ
青年部会
【場所】サルビアホール、鶴見区域(5コース)
【時間】11:00～16:00
- 10日(月) **一般不可**
●青年部会役員会
【場所】法人会会議室【時間】19:00～
- 11日(火) **一般不可**
●税を考える週間行事「街頭広報」
【場所】JR 鶴見駅東口・西口
【時間】10:00～
- 12日(水) **一般不可**
●第18回ほほうじん劇場
公益事業推進委員会
【場所】サルビアホール【受付】17:00～
【開演】17:50～
- 13日(木) **一般不可**
●納税表彰式
【場所】キリンレセプションホール
【時間】15:20～
- 14日(金) **一般不可**
●平成26年度第32回源泉所得税研修会
第四講
【テーマ】「給与所得者の年末調整事務」
【場所】法人会会議室
【時間】15:00～17:00
- 14日(金) **一般不可**
●地域振興助成事業実行委員会
【場所】法人会会議室【時間】18:00～
- 17日(月) **一般不可**
●六団体共催署長講演会
【場所】青色申告会館【時間】10:00～
- 18日(火) **一般不可**
●総務財政委員会
【場所】法人会会議室【時間】18:00～

- 19日(水) **一般不可**
●豊岡佃野・生麦支部合同幹事会
【場所】清寿司【時間】18:00～
- 20日(木) **一般不可**
●第28回全国青年の集い秋田大会
全法連青年部会
【場所】秋田ビューホテル・秋田県民会館・
秋田キャッスルホテル
- 20日(木) **一般不可**
●新設法人説明会
【場所】法人会会議室【時間】13:30～
- 21日(金) **一般不可**
●決算法人説明会
【場所】法人会会議室【時間】13:30～
- 25日(火) **一般不可**
●コンピュータ会計説明会
【場所】法人会会議室
【時間】14:00～16:00
【講師】長尾健一氏(有NCS)
- 25日(火) **一般不可**
●婚活イベント実行委員会
【場所】法人会会議室【時間】18:00～
- 26日(水) **一般不可**
●女性部会チャリティーバザー
【場所】鶴見区役所前広場【時間】10:00～
- 27日(木) **一般不可**
●理事会
【場所】法人会会議室【時間】15:00～
- 27日(木) **一般不可**
●健康セミナー
厚生事業等推進委員会
【場所】法人会会議室
【演題】「乳がんの医療格差と治療法の多様化」
【講師】木村久美氏(ティーベック社認定講師・
元NHKアナウンサー)
【時間】18:00～19:30
- 28日(金) **一般不可**
●平成26年度第32回源泉所得税研修会
第五講(閉講式)
【場所】法人会会議室
【時間】15:00～17:00
【テーマ】「経済的利益と源泉徴収」
- 28日(金) **一般不可**
●鶴見西支部研修懇談会
【場所】ベストウェスタン横浜
【講師】磯山 義文税理士(東京地方税理士
会鶴見支部)
【時間】18:00～
- 30日(日) **一般不可**
●潮田支部バス研修会
【場所】千葉方面【時間】7:50～
- 1日(月) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場所】法人会会議室【時間】19:00～

12月

- 1日(月) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場所】法人会会議室【時間】19:00～

- 3日(水) **一般不可**
●鶴見東支部幹事会
【場所】与祢館【時間】18:00～

- 5日(金) **一般不可**
●生活習慣病健診
【場所】青色申告会館4階【時間】9:00～

- 5日(金) **一般不可**
●鶴見中央支部年末会員懇談会
【場所】中村屋【時間】18:00～

- 8日(月) **一般不可**
●青年部会役員会
【場所】法人会会議室【時間】19:00～

- 9日(火) **一般不可**
●平成26年度税法研修会第一講・開講式
【場所】法人会会議室【時間】13:30～

- 16日(火) **一般不可**
●婚活イベント「TsuruCon 2014」
婚活イベント実行委員会
【場所】ベストウェスタン横浜
【時間】受付18:00 開会18:30

- 18日(木) **一般不可**
●青年部会12月例会「望年会」
【場所】鈴よし【時間】18:00～

- 19日(金) **一般不可**
●決算法人説明会
【場所】法人会会議室【時間】13:30～

1月

- 9日(金)
●平成26年度税法研修会第一講(開講式)
第二講1/16(金)、第三講1/23(金)、第四講
1/30(金)【場所】法人会会議室【時間】
13:30～16:00

- 11日(日) **一般不可**
●2015年鶴見七福神めぐり
厚生事業等推進委員会
【場所】熊野神社、鶴見神社、總持寺、東福寺、
正泉寺、安養寺、松蔭寺【時間】9:45～

- 17日(土) **一般不可**
●第33回回エキサイティングセミナー
【場所】横浜市磯子公会堂

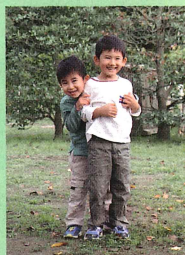
- 21日(水) **一般不可**
●新設法人説明会
【場所】法人会会議室【時間】13:30～

- 22日(木) **一般不可**
●決算法人説明会
【場所】法人会会議室【時間】13:30～

- 26日(月) **一般不可**
●平成27年新年賀詞交歓会
総務財政委員会
【場所】崎陽軒本店
【時間】受付17:30 開会18:00

Profile

森松産業(株)
代表取締役 森松 長裕 氏
長男 森松 長路
次男 森松 駿介
潮田支部
撮影場所:みその公園「横溝屋敷」



INDEX

- 第31回法人会全国大会(栃木大会)…………… 1
理事会報告/事業レポート…………… 2～3
署からのお知らせ…………… 4～5
地方法人特別税の税率改正…………… 6～7
横浜市からのお知らせ…………… 8
新入会員紹介/税務無料相談…………… 9

募集中!

※会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

第31回法人会全国大会(栃木大会)

10月16日(木)

全法連主催の法人会全国大会が宇都宮市の「栃木県総合文化センター」にて開催され、当会から長谷川会長他6名が参加した。

この大会は、「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場です。第一部記念講演では、TBSテレビ報道局解説専門記者室長の杉尾秀哉氏による「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」と題しての講演、第二部記念式典では、全法連池田会長の主催者あいさつ、佐藤宇都宮市長、林国税庁長官、馬場栃木県副知事祝辞に続き、全法連柳田副会長による「平成27年度税制改正に関する提言事項」の説明並びに利根副会長より「大会宣言」の朗読がおこなわれ終了した。

平成27年度税制改正に関する提言

【基本的な課題】

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

- 1 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方
(1) 年金については「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
(2) 医療については、成長分野と位置づけ、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。
(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税軽減税率対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
(2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えられるので、導入の必要はない。
(3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止にむけて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
(2) 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負担を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
(3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
(2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
(4) 民間にできることは民間に任せると、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。
5 共通番号制度について
6 今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

1 法人税率の引下げ

- (1) 法人実効税率20%台の実現
(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の軽減税率も15%本則化と適用所得金額の引き上げ
1 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置でなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。
(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。
1 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
2 少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(300万円)を撤廃する。
3 事業承継税制の拡充
(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度についての要件緩和と充実
1 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ
2 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
3 対象会社規模を拡大する
(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III 国と地方のあり方

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などのメリットを追求する必要がある。
(2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。
(3) 地方公務員給与とは、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
(4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

IV 震災復興

V その他

- 1 納税環境の整備
2 租税教育の充実

【税目別の具体的課題】

I 法人税関係

1 役員給与の損金算入の拡充

II 所得税関係

1 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
(2) 各種控除制度の見直し
(3) 個人住民税の均等割は、応益負担の原則の観点から適正水準とすべき

2 少子化対策

III 相続税・贈与税関係

- 1 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す
(1) 贈与税の基礎控除の引き上げ
(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げ

IV 地方税関係

- 1 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す
(2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
(3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。
(4) 土地の評価については行政の効率化の観点から一元化すべき
- 2 事業所税は固定資産税と二重課税的な正確を有することから廃止する。
3 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない。

V その他

- 1 配当に対する二重課税の見直し
2 電子申告の推進について

平成27年度税制改正スローガン

・まだ道半ば。

国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を!

・厳しい経営実態を踏まえ、
中小企業の活性化を図る税制を!

・法人実効税率を20%台に引下げ、
軽減税率も15%の本則化とする見直しを!

・本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を!

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を越える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新たな公益法人等への移行後も、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、長くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を受け、景気は回復基調にある。しかし、今後、経済の自立的な好循環構造を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略が何より重要となる。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題である。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にある。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ栃木の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。



理事会報告

8月28日(木)

法人会会議室において20名の理事・監事が出席し開催した。

当日は、7月の人事異動で着任された早坂鶴見税務署長他署幹部方々が出席され、ご紹介がおこなわれた。

議事は、承認事項がおこなわれ、入会申込報告について承認をおこなった。報告事項については、各委員会、部会、支部の事業報告と予定を各委員長、部会長、支部長より報告された。



長谷川勝一会長



早坂鶴見税務署長



名刺交換

事業レポート

ファミリー研修会 8月20日(水) 厚生事業等推進委員会

夏休み恒例のファミリー研修会を開催した。当日は55名が参加し、東京ディズニーランドへ。蒸し暑い中、会員の皆様はお子さんと一緒に多くのアトラクションを楽しんだ。



スポーツ例会 8月26日(火) 青年部会

青年部会では、恒例の8月スポーツ例会を、川崎グランドボウルにて実施した。日頃の運動不足、ストレス解消と親睦を兼ねた企画に、青年部会員29名、特別部会員4名、伊藤副会長、事務局1名、一般2名、他9名を加え、総勢46名によるボウリング大会となった。開会式では、昨年勝利した青年部会チームより勝楯の返還が行われ、伊藤悦子部会長による始球式を合図にゲームがスタートしました。1レーン4名でのプレーが原則でしたが、より親睦を深める事が出来る内容となりました。各チーム上位5名のスコアによる対抗戦の結果は、291点対290点の僅差で精鋭メンバーを揃えたチームが勝利し、勝楯が本会伊藤副会長から伊藤悦子部会長へ

手渡された。



鶴見中央支部研修懇談会 8月29日(金) 鶴見中央支部

ベストウエスタン横浜にて支部会員21名が出席した。昨今の振込め詐欺に関する講話を神奈川県鶴見警察署 生活安全課 神奈川県防犯係警部補の吉井一聡氏とアラキ氏をお迎えして「最近の防犯状況～振込め詐欺の事～」を演題にお話しを頂いた。鶴見警察署管内の振込め詐欺の被害状況は7月末現在で、33件発生しており、被害金額は1億3千万円弱と横浜市18区の中でワースト3になっているとの事でした。手口が色々あり<オレオレ詐欺><架空請求詐欺><融資保証金詐欺><還付金詐欺>等で絶妙な演技で騙すようで、特に最近は還付金詐欺が急増しているそうです。被害に遭わない為には『人に相談する!』というキーワードが大切と指導頂いた。第二部の会員同士の懇親会も大盛況で、有意義な研修会でした。



平成26年度税制問題研究会 9月9日(火) 税制・税務委員会

箱根湯本「吉池」にて開催され、当会から長谷川会長他4名が参加し、平成27年度税制改正要望事項の説明と、全法連税制税務委員会の審議状況報告がおこなわれた。

つづいて、今後の税制改正要望提言に活かせるよう、NTTデータ経営研究所所長斎藤精一郎氏を講師にお迎えし「日本の経済の先行きを診断する!～斎藤精一郎の経済・景気診断～」と題しての講演を聴講した。



源泉所得税研修会(第3講) 9月12日(金) 源泉部会

鶴見税務署法人課税第一部門上席国税調査官近田豊宏様を講師にお迎えし、受講者21名が参加して、「退職金に対する源泉徴収」についての研修会をおこなった。



**一般社団法人 神奈川県法人会連合会
女性部会連絡協議会
9月17日(水)**

一般社団法人 神奈川県法人会連合会主催の女性部会連絡協議会が新横浜国際ホテルにおいて開催された。当日は225名の参加があり、鶴見法人会女性部会からは、11人が出席した。第1部はフリーアナウンサーの遠藤泰子さんをお迎えして、演題「女も男も上手にコミュニケーション～アナウンサー歴40年の経験から～」の特別講演がおこなわれた。



**平成26年度会員増強研修会
9月19日(金)
共益事業推進委員会**

平成25年度会員増強運動決起大会を崎陽軒本店にて87名が参加して開催した。今年のスローガンは「さあ、今こそ一歩踏み出す法人会」とし、会員2,000社復活を目標として、役員支部幹事一丸となり会員増強運動を展開する。決起大会は、相村共益事業推進委員長より当法人会の現況報告で始まり、寺嶋支部長会代表より「会員勸奨実施要領」の説明、会員メリットとして大同生命保険(株)担当者より会員勸奨実例報告がおこなわれた。



**バス研修会
9月21日(日)
豊岡佃野支部**

天候にも恵まれ好天のなか、葛西臨海水族園を見学、千葉サッポロビール園にての昼食をとり、最後に東京スカイツリーの展望台見学のバス研修会を会員28名が参加して実施した。



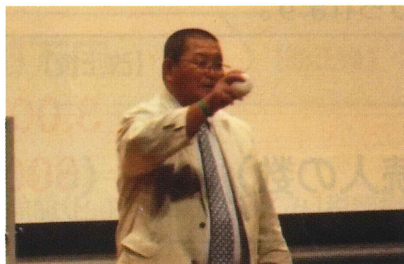
**9月講師例会
9月25日(木)
青年部会**

スポーツの指導者シリーズ第2弾として、長年高校野球界で監督・部長・コーチとして活躍され今季夏に横浜高校野球部コーチを引退した小倉清一郎氏を迎え、野球少年を甲子園球児に育て上げたことはもとより、メジャーリーガーの松坂大輔選手をはじめ多くのプロ野球選手を育成した同氏に選手との関わり方や指導方法、メンタル面や組織強化の方法など育成方法の秘訣を語ってもらった。

また多くの中学生、高校生も会場に詰めかけたことから、彼らにも明日のスタープレイヤーになる秘訣や具体的な練習方法等についても、バット、ボール、グローブを使用し身振り手振りでご講演頂いた。

後援終了後の質疑応答では、指導をする立場の質問や、子供たちからの質問などさまざまな立場からのいろいろな内容の質問が寄せられ、一つ一つ丁寧に回答されていた。

その後、サプライズとして同氏の教え子であり現横浜DeNAベイスターズの選手達からのメッセージをプロジェクターでスクリーンにながした後、選手から頂いた、サインボール、色紙、手袋のプレゼントを会場の中学生以下の子供たちに抽選でプレゼントし、大盛況の内に終了した。



**バス研修会
10月4日(土)
鶴見東支部**

17名が参加し、山梨県・大月笹一酒造、勝沼・甲州巨峰狩り、河口湖・宝石の森の見学のバス研修会を実施した。



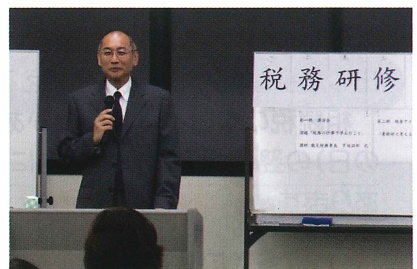
**バス研修会
10月5日(日)
鶴見中央・鶴見旭支部合同**

総勢77名(バス2台)でのバス研修会を開催した。台風が近づいている影響で、1日中雨となってしまった。世界一のスカイツリーからの眺めも雲の中で、下の景色が辛うじて見える程度だった。気を取り直してお昼は、浅草麦とろで老舗の味・サービスを堪能した。その後自由時間に浅草の街を散策し、浅草から日の出桟橋まで隅田川ライン下りをした。吾妻橋、清洲橋など色や形の個性的な橋ばかりで橋の魅力を感じた。近場の旅でしたので時間にも余裕があり、ゆったりと親睦を深めあった研修会であった。



**税務研修会・税金クイズ
10月9日(木)
女性部会**

法人会会議室において、税務研修会をおこなった。第一部は7月に着任されました早坂税務署長の講話、第二部は税金クイズをおこなった。第一部では「税務の仕事で学んだこと」と題して早坂署長の、これまでの税務経験談など解りやすくお話いただいた。第二部の「署幹部と一緒に考える税金クイズ」では法人会としては初の試みで、税金クイズを出題し、それに対して署幹部と女性部会員のグループで話し合い回答して、たいへん盛り上がり署幹部と女性部会員の親睦も図れた。どちらも短い時間でしたが部会員にも好評でした。



税務研修会第一部講演会



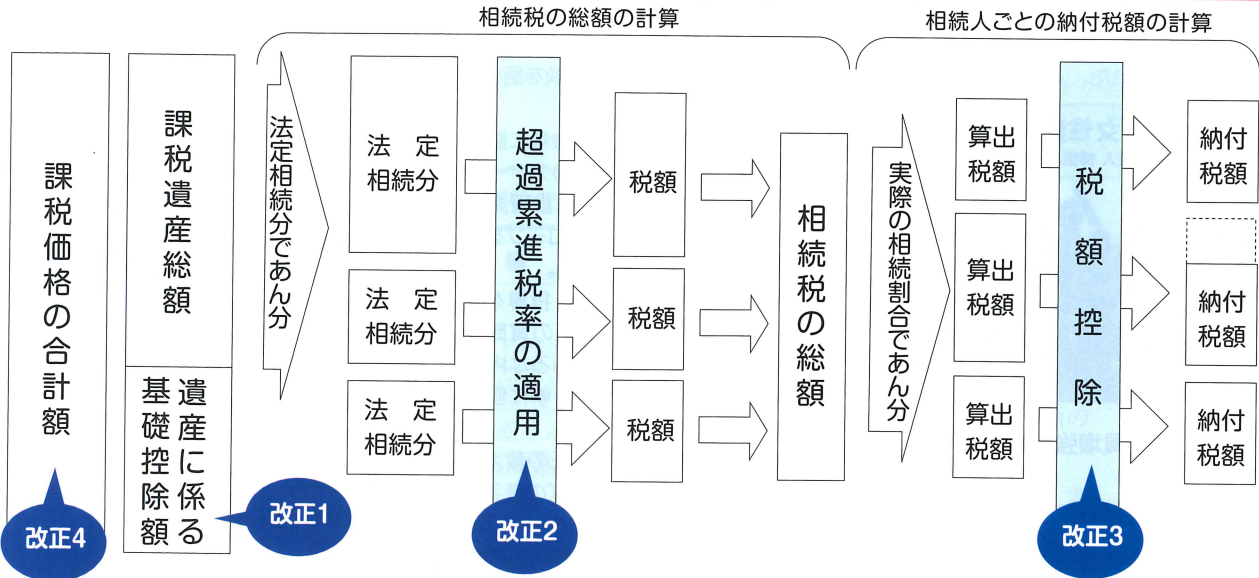
税務研修会第二部税金クイズ

相続税の税制改正のあらまし (平成27年1月1日施行)

相続税

相続税のしくみ

【適用関係】「改正1」から「改正4」までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



相続税 改正1 遺産に係る基礎控除

○ 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】	【改正後】
5,000万円+ (1,000万円×法定相続人の数)	3,000万円+ (600万円×法定相続人の数)

遺産に係る基礎控除額

被相続人(亡くなられた人)から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格(各人の課税価格^(※1))の合計額が、遺産に係る基礎控除額(3,000万円と600万円に法定相続人の数^(※2)を乗じて算出した金額との合計額)を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告を必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常は、被相続人の死亡の日)の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税を必要があります。

※1 「各人の課税価格」

$$\text{各人の課税価格} = \left(\begin{array}{l} \text{相続又は遺贈} \\ \text{によって取得し} \\ \text{た財産の価額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{被相続人から取得} \\ \text{した相続時精算課} \\ \text{税適用財産の価額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{債務・葬式費用} \\ \text{の金額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{相続開始前3年以} \\ \text{内に被相続人から} \\ \text{取得した暦年課税} \\ \text{適用財産の価額} \end{array} \right)$$

※2 「法定相続人の数」

相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数となります。

また、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は1人、被相続人に実子がいない場合は2人までとなります。

「遺産に係る基礎控除額」の計算

例 法定相続人が、配偶者と子2人の場合

$$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = 4,800万円 \text{ (遺産に係る基礎控除額)}$$

- 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】	税率	【改正後】	税率
～1,000万円以下		10%		10%
1,000万円超～3,000万円以下		15%		15%
3,000万円超～5,000万円以下		20%		20%
5,000万円超～1億円以下		30%		30%
1億円超～2億円以下		40%		40%
2億円超～3億円以下				45%
3億円超～6億円以下		50%		50%
6億円超～				55%

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

【相続税の総額】の計算

例 課税価格の合計額が2億円、法定相続人が配偶者と子2人の場合
 2億円（課税価格の合計額）－4,800万円（遺産に係る基礎控除額）＝1億5,200万円（課税遺産総額）
 ・配偶者（法定相続人1／2）7,600万円×30%－700万円＝1,580万円……①
 ・子（法定相続人1／4）3,800万円×20%－200万円＝560万円……②
 ①＋②×2＝2,700万円（相続税の総額（P.4「相続税のしくみ」税額の合計額））

相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

- 未成年者控除の控除額が引き上げられます。

【改正前】 20歳までの1年につき 6万円

【改正後】 20歳までの1年につき 10万円

【未成年者控除の控除額】の計算

例 相続人が15歳の場合 20(歳)－15(歳)＝5
 10万円×5＝50万円(未成年者控除額(P.4「相続税のしくみ」税額控除))

- 障害者控除の控除額が引き上げられます。

【改正前】 85歳までの1年につき 6万円
 (特別障害者12万円)

【改正後】 85歳までの1年につき 10万円
 (特別障害者20万円)

- 居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積が拡大されます。

【改正前】 限度面積 240m² (減額割合80%)

【改正後】 限度面積 330m² (減額割合80%)

- 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

【改正前】

特定居住用宅地等 240m²
 特定事業用等宅地等 400m² → 合計400m²まで適用可能

【改正後】

特定居住用宅地等 330m²
 特定事業用等宅地等 400m² → 合計730m²まで適用可能
 (貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限りです。)

小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族(以下「被相続人等」といいます。)の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、遺産である宅地等のうち限度面積までの部分(以下「小規模宅地等」といいます。)について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。

※本記事は、国税庁作成のパンフレット「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」から抜粋したものです。詳しい改正の内容につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>相続税及び贈与税の税制改正のあらまし)をご覧ください。



法人 県民税 及び地方 事業税 及び地方 特別税の税率改正について

～平成26年10月1日以後に開始する事業年度から～

<見直しの内容>

- ▶ 法人住民税法人税割の税率を引き下げ、引下げ相当分で国税である地方法人税を創設し、その税収を地方交付税原資化
- ▶ 国税である地方法人特別税の税率を引き下げ、引下げ相当分で法人事業税の税率を引き上げ

税率表<平成26年10月1日以後に開始する事業年度分>

法 人 事 業 税			地方法人特別	法人県民税法	
区 分			税の税率	人税割の税率	
A 及び B 以外 の 法 人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.638 (3.4) %	基準法人所得割額の 43.2%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.457 (5.1)		
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.169 (6.7)		
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	7.169 (6.7)		
	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.376 (2.2)	基準法人所得割額の 67.4%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	3.456 (3.2)		
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	4.644 (4.3)		
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人	4.644 (4.3)		
		付 加 価 値 割	0.504 (0.48)	-	4 (3.2) %
		資 本 割	0.21 (0.2)	-	
A 特 別 法 人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.638 (3.4)	基準法人所得割額の 43.2%	
		所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	4.922 (4.6)		
		特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	5.885		
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	4.922 (4.6)		
	特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	5.885			
B	収入金額を課税標準とする法人の収入割		0.963 (0.9)	基準法人収入割額の 43.2%	

備考1 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄()書きの税率です。

2 「特別法人」とは、農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人などをいいます。

3 「公益法人等」には、人格のない社団等、投資法人、特定目的会社などを含みます。

4 表中の()書きは、不均一課税対象法人に適用される税率で、その法人の範囲は次のとおりです。

(1) 法人事業税

資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得が年1億5,000万円(「収入金課税法人」にあつては、収入金額が年12億円)以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)

(注) 平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。)した法人の清算所得に対する事業税、清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部分に分配に係る事業税については、不均一課税の適用はありません。

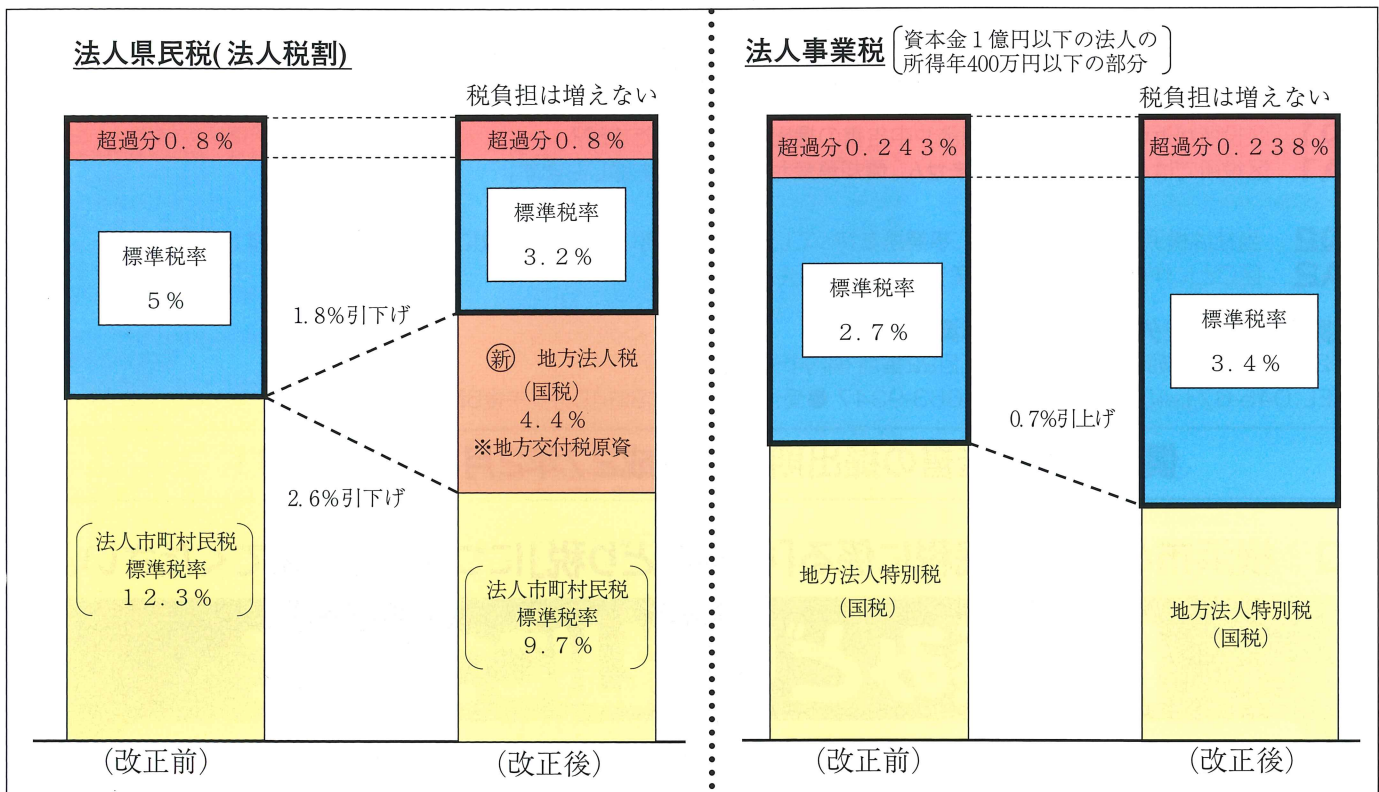
(2) 法人県民税法人税割

資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000万円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)

(注) 平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。)した法人の清算所得に対する法人税に係る法人税割、清算中の事業年度に係る法人税割及び残余財産の一部分に分配に係る法人税割については、不均一課税の適用はありません。

5 「清算所得」に係る税率は、平成22年9月30日以前に解散した法人に対して適用されます。

改正のイメージ



地方法人税 (国税) …税務署に申告し、納めることになっています。
詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

予定申告に係る経過措置

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、次の計算により算出します。

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額 × 3.8 ÷ 前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 7.5 (※所得割、付加価値割、資本割及び収入割ごとに計算します。)
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数 × 4

◎詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

事務所	電話番号(代表)	事務所	電話番号(代表)
横浜 県税事務所	(045) 651-1471	相模原 県税事務所	(042) 745-1111
神奈川 県税事務所	(045) 321-5741	横須賀 県税事務所	(046) 823-0210
緑 県税事務所	(045) 973-1911	平塚 県税事務所	(0463) 22-2711
戸塚 県税事務所	(045) 881-3911	藤沢 県税事務所	(0466) 26-2111
川崎 県税事務所	(044) 233-7351	小田原 県税事務所	(0465) 32-8000
高津 県税事務所	(044) 833-1231	厚木 県税事務所	(046) 224-1111

固定資産税(償却資産)の申告提出・お問い合わせは 「横浜市償却センター」にお願いします

Q1 区役所が近いので区役所で相談や申告書の提出をしたいのですが？

A1 区役所ではお取り扱いしておりません。償却資産センターまでお願いします。

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全区分を1枚にまとめても良いですか？

A2 区ごとに作成し、全て償却資産センターに提出してください。

【提出先・問合せ先】 横浜市償却資産センター

〒231-8343 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階

TEL:045-671-4384 FAX:045-663-9347 ●受付時間 午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

償却資産申告書の提出期限は平成27年2月2日(月)です!

Q 横浜市の法人市民税に係る「横浜みどり税」について、教えてください。

「横浜みどり税」について

**法人
年間で
均等割の
9%**

平成21年4月1日から平成31年3月31日※までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

ただし、平成26年3月31日までに開始する事業年度で、法人税割が課税されない場合は、均等割が標準税率となります。

- ※ 課税期間について、平成31年3月31日までの間に開始する事業年度まで、5年間延長されました。(平成25年12月改正)
- ※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。
- ※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

Q 横浜市の法人市民税納付書はダウンロードができるのでしょうか？

法人市民税納付書や一部を除く申告書等の様式・手引きのダウンロード
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/houjin.html>

横浜市法人市民税

検索

法人市民税に関する申告先・お問い合わせ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階 電話:045-671-4481

受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

※ こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。

これまでの検討経過や市民意見募集の結果等は、市ホームページの暮らし・手続/税金/よこはま市税のページ/みどりアップ関連
<http://www.city.yokohama.jp/me/somu/citytax/shizei/midorizei.html> でご覧になれます。

お問い合わせ等

「横浜みどり税」→法人市民税:総務局 法人税務課 法人市民税担当

TEL 045-210-0550 FAX 045-210-0481

「横浜みどりアップ計画」→環境創造局みどりアップ推進課

TEL 045-671-2712 FAX 045-641-3490

新入会員紹介

平成26年8月～平成26年9月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
市場		賛助会員	船越 正樹	尻手1-1-17-118			ナイス(株)

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■ 相談日 11月19日(水)、平成27年1月21日(水)

■ 時間 午後1時 ■ 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋・無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

女性部会からのお知らせ 税を考える週間 チャリティーバザー

税を考える週間行事の一環として、

11月26日(水) 10:00～

鶴見区民文化祭会場(鶴見区役所前)

にてチャリティーバザーを開催いたします。



新春講演会のお知らせ

テレビでお馴染みの岩田公雄氏をお招きして新春講演会を下記により開催致します。

法人会員以外方でも聴講出来ますので皆様お誘い合わせのうえ

奮ってご参加くださいようご案内申し上げます。

開催日	平成27年2月10日(火)
受付	午後6時 開演:午後6時30分
場所	サルビアホール(JR鶴見駅東口)
演題	「時代の風 ー政治経済の変化を読むー」
講師	読売テレビ報道局 特別解説委員 岩田 公雄 氏
入場料	無料



税を考える週間行事予定

街頭広報

日時 平成26年11月11日(火)
10:00～
場所 JR鶴見駅周辺
主催 公益社団法人 鶴見法人会
青色申告会
鶴見区納税貯蓄組合連合会
★各種パンフレット等

納税表彰式

日時 平成26年11月13日(木)
受付14:50 開式15:20
場所 キリンビール(株)横浜工場
レセプションホール
主催 鶴見税務署

税の無料相談

日時 平成26年11月11日(火)
10:00～15:00
場所 鶴見区役所
主催 東京地方税理士会 鶴見支部

チャリティーバザー

日時 平成26年11月26日(水)
10:00～
場所 鶴見区民文化祭会場
(鶴見区役所前広場)
主催 公益社団法人 鶴見法人会
女性部会

ほうじん劇場

日時 平成26年11月12日(水)
開演17:50～
場所 鶴見公会堂
演目 紙切り、漫才、落語他
主催 公益社団法人 鶴見法人会

会員増強 キャンペーン

法人会
一歩踏み出す
さあ、今こそ

9月から12月までは、会員増強運動実施期間です。
お知り合いの方、ご近所の方に、声をおかけください。

(公社)鶴見法人会事務局 電話521-2531